

区有施設・公有地の活用による待機児童解消緊急対策の実施について

待機児童解消に向けた緊急対策のうち区有施設及び公有地を活用した保育施設の整備を次のとおり実施する。

1 緊急対策による保育施設整備

区有施設及び公有地を暫定的に活用し、区が認可外の保育施設整備を行い、その運営を民間事業者へ委託することにより、平成 30 年 4 月 1 日における待機児童の解消を行うための必要な保育定員の確保を図る。

2 整備予定地等

(1) 整備数 7 施設

(2) 予定地等

	名称等	所在地	平成 30 年度定員想定
①	旧沼袋小学校跡施設の一部	沼袋 3-13	33 名
②	旧警視庁沼袋寮跡地（公有地）	沼袋 1-8	42 名
③	旧第六中学校用地の一部（公有地）	野方 3-6	54 名
④	区立中野上高田公園の一部	上高田 5-9	54 名
⑤	区立新井南公園	新井 2-31	54 名
⑥	区立江原公園の一部	江原町 1-15	42 名
⑦	調整中		

(3) 対象年齢

①は 0 歳から 3 歳、②から⑦は 0 歳から 2 歳を想定

3 運営事業者

(1) 選定方法

上記 2 (2) のうち②から⑦までの施設の運営事業者の選定については公募（現在選定中）。

上記 2 (2) のうち①については、旧沼袋小学校跡施設内で運営している現学童クラブ運営事業者と協議中。

(2) 運営委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 説明会の実施

10 月以降、緊急対策の実施及び施設整備等について、上記 2 (2) に掲げる区有施設及び公有地の近隣住民への説明会を実施する。